

**【表紙】**

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                     |
| 【提出先】      | 関東財務局長                    |
| 【提出日】      | 2021年6月1日                 |
| 【ファンド名】    | 東京海上・スタイルアルファ・グローバル債券ファンド |
| 【発行者名】     | 東京海上アセットマネジメント株式会社        |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 後藤 俊夫             |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号         |
| 【事務連絡者氏名】  | 尾崎 正幸                     |
| 【連絡場所】     | 本店の所在の場所に同じ               |
| 【電話番号】     | 03 - 3212 - 8421          |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし                      |

## 【臨時報告書の提出の理由】

追加型証券投資信託「東京海上・スタイルアルファ・グローバル債券ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につき、信託終了（繰上償還）を決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

## 【報告内容】

イ. 信託の終了の年月日  
2021年6月18日

ロ. 信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドは、受益者から自己の有する受益権の全部について解約を行いたい旨の申し出があったため、投資信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）いたします。

ハ. 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨該当事項はありません。

当ファンドの繰上償還については、法令上の「真にやむを得ない事情が生じている場合」に該当するため、書面決議は行いません。

当ファンドの知っている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に、当ファンドの繰上償還に関するお知らせを掲載します。